

明和町都市計画下水道の変更（案）・明和町浄化槽整備基本方針に対する「意見提案書」の結果について

1.意見募集期間

令和5年4月28日～令和5年5月31日まで

2.意見件数

総数52件(都市計画下水道の変更について5件、明和町浄化槽整備基本方針47件)

3.提出いただいた意見の取り扱いについて

- ・意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれのある場合は、その全部又は一部を削除しています。
- ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長させるおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。

明和町都市計画下水道の変更（案）編

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	<p>国の方針に沿って検討した結果、汚水処理を下水道区域を縮小することは致し方ないと思います。明和町の集落が分散していることや人口減少などもあり妥当な判断だと理解します。</p>	<p>ご理解賜りありがとうございます。</p>
2	<p>国の考えなら下水道から変更しても良いと思うが地域性も考えて頂きたい。明星で工事をやっているのに唐突な感じがするが、変更するなら地域差が出ないようにしてください。</p>	<p>お住まいの地域による生活排水処理の格差をなくすための公共浄化槽であり、今後、「浄化槽整備事業計画」を策定する中で検討してまいります。</p>
3	<p>下水道への変更は元々反対であった。災害に弱いことに加え、コストがかかりすぎる。</p>	<p>ご理解賜りありがとうございます。</p>
4	<p>当初の計画通り、明和町全域に下水道を整備してほしいです。 ・「明和町都市計画下水道の変更（案）と明和町浄化槽整備基本方針」を正しく理解しないと、明和町都市計画下水道の変更（案）に対する意見を出しにくいです。このリーフレット1枚で全容を理解するのは難しいように思います。地図も小さすぎてわかりにくいです。また、リーフレットの最後に「都市計画の変更等にかかるご意見・ご提案」の所に記載されているように、町民から出された意見を全て反映することは当然無理であることは十分承知しています。ただ、このことは、町が丁寧な説明責任を果たしていることが前提であると思います。特に、下水道整備対象外になる予定の地域・自治会等に対しては、何度も丁寧な説明をしてほしいです。 ・変更（案）ありきでしょうか。それとも、下水道整備対象外になる地域住民等の意見次第で、当初の計画通り、明和町全域で下水道が整備されることもあり得るのでしょうか。 ・明和町都市計画下水道の変更（案）に対する意見がどのように集約され、どのように扱われるのか等、今後のスケジュール（予定）を具体的に示してほしいです。 ・近隣の市町では既に下水道整備が完了しているように思いますが、下水道の変更をしなければならない根本的要因は何でしょうか。ただ単に、国から今後の汚水処理施設整備の考え方が示されたからなののでしょうか。現状や経過報告、変更理由等、具体的にわかりやすく説明してほしいです。</p>	<p>下水道計画区域の見直しについては、平成26年度に国（国土交通省・農林水産省・環境省）は、令和8年度末までに汚水処理人口普及率を95%達成させるという「下水道整備の10年概成」を打ち出しました。そのことにより、明和町は、下水道計画の見直し作業に令和元年度から取り掛かり、下水道が経済的に整備可能な区域のみを下水道整備を行う事と、令和3年度末に決めました。 これまでも、下水道計画の区域変更についてのお知らせは、全町自治会長会議資料でご案内させていただいていましたが、下水道区域の縮小された区域の、下水道に代わる生活排水手法の検討に時間を要していた為、地元説明会等が開催できず申し訳ございませんでした。 下水道に代わる生活排水処理方法の基本方針が、令和4年度末にまとまったことにより、今回、関係自治会役員向けに説明会を開催させていただいたり、明和町HPでの掲載により、お知らせをさせていただいた所でございます。 今後、詳細な計画「浄化槽整備事業計画」を策定していきますので計画が整いましたら、より詳しい説明ができると考えています。</p>
5	<p>・現在の公共下水道工事を全て中止、廃止する。 ・整備区域を677.4ha→0haとする。 ・作ってしまうと維持が必要になるが、30年、50年先に維持する費用負担がまかなえなくなる。人口減少、空き家増加。 ・個別の浄化槽であれば、住居がなくなれば不使用となるだけ。 ・町村部では下水道のしくみは不適切な方式。</p>	<p>方向性についてご理解を賜りありがとうございます。既に整備済みの下水道を廃止するとなると、さらなる事業費も必要となります。今後の維持管理負担の削減に取り組むことでご理解願います。</p>

明和町浄化槽整備基本方針 編

・明和町浄化槽整備基本方針に関する反対意見

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	公共事業として計画的にやってきている。公共浄化槽では町民が進んで合併浄化槽に変えない。行政が財政難のために環境を軽視している。	下水道事業と同様に、公共事業として転換等を推進してまいります。
2	下水から浄化槽にする以外に他の手法や技術の活用も検討すべき。	今後、詳細な整備手法を検討する際にご参考にさせていただきます。
3	・整備対象建物について 進捗状況により、とか、普及率が向上した後、検討とか、曖昧で逃げている。数値で約束してほしい。共同汚水処理施設もやる気がない、と言っているのと同じ。無責任だ。下水道なら年度ごとしっかり進むがこれならザル計画だ。	今回は、基本方針として考え方をお示したものであり、今後、浄化槽整備事業計画を策定する際にご参考にさせていただきます。
4	分担金200,000円を払えないと言ったら合併浄化槽にしなくていいのか？ もったいないから今の単独浄化槽のままにします。	水環境保全の観点から、雑排水の処理も行う合併浄化槽への転換を検討いただくよう努めてまいります。

・明和町浄化槽整備方針について概ね賛成であるとする意見

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	前町長も出来なかった清掃業者をもう1社許可をだしたことは画期的。更に今般、下水道から浄化槽に変えたのは大英断で大変大きな評価に値する。今後は下水道以上に汚水処理世帯を増やし環境を守ってくれることを信じている。	今後とも水環境保全に努めて参ります。
2	今回の水汚水処理の計画変更は、地震などに強い浄化槽は合理的な判断と言え、是非効率的に進めてほしい。	ご理解賜りありがとうございます。
3	高度処理型の整備は町の環境保全として評価する。ただ、上手く整備する方法でないと下水のように進むの心配。	ご理解賜りありがとうございます。今後の円滑な推進に向け取り組みを進めてまいります。
4	浄化槽の適正な維持管理を継続的に行うには町の責任感を感じます。ただ、住民の負担金などの下水との格差がないようにされたい。	今後の浄化槽整備事業計画策定時には下水道と浄化槽の負担が平等になるよう努めます。
5	明和町の汚水処理施設の整備に向け、地域の環境保全が進むことを期待します。	今後とも水環境保全に努めて参ります。
6	下水がいつかいつかと待っていて、いきなりの変更に怒りもある。しかし、いつか分からなかったものが確実にしてもらえるのはうれしい。	整備をお待ちいただいた上での計画変更となりましたが、今後とも水環境保全に努めて参ります。
7	祇川もあり、公共衛生と環境保護に向けた重要な一歩だと思います。私の自宅は既に下水だが、初めから浄化槽に出来なかったのが残念です。	それぞれの時点において最善と考える手法を選択してきた結果としてご理解願います。
8	・整備区域の設定について 都市計画の変更は意味が理解できない。要は下水道から浄化槽に変え、いずれにしても明和町事業として整備し、個人の浄化槽も町に渡して維持管理してもらおうのは良い事と思うし賛成したい。	ご理解賜りありがとうございます。都市計画の変更は、法律上の手続きとしてご理解ください。
9	浄化槽維持管理はきちんとやっている家庭が環境を守っているのにお金もかかり損をしている。管理をしない家庭をなくすためには良い案だ。	ご理解賜りありがとうございます。管理が不十分な浄化槽の対策もあわせて取り組みます。
10	新しい形を作っていくのは賛成。ただし差別を生み、経済的な支出に格差が出ないように要望します。	ご理解賜りありがとうございます。町内のどこにお住まいでも平等な負担で汚水処理ができるよう努めます。
11	下水は人口減少で将来的に料金上がるはずだから、浄化槽に変更するのは賛成です。しかし、下水道なら毎年の予算内で確実に進捗するが、合併浄化槽に変更しても汚水処理のスピードにブレーキが掛からないよう計画するのが必要である。	ご理解賜りありがとうございます。手法の変更が整備のスピードアップとなるよう努めます。

明和町浄化槽整備基本方針における浄化槽の工事・維持管理業者について

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	下水道がなくなると土木、水道の仕事がなくなるので公共浄化槽の工事は町内の土木、水道業者にさせてほしい。	公共浄化槽設置及び維持管理業者については浄化槽整備事業計画で検討させていただきます。
2	町内の業者の仕事を奪わないようにしてほしい。町がするなら町の業者を使う決まりにしてほしい。	公共浄化槽設置及び維持管理業者については浄化槽整備事業計画で検討させていただきます。
3	どうなってもいいが、明和町で管理するのなら明和町の業者で工事も管理もしてください。	公共浄化槽設置及び維持管理業者については浄化槽整備事業計画で検討させていただきます。
4	町がやろうとしていることは理解できる。ただ実行するなら工事、維持管理は町内業者でやってほしい。	公共浄化槽設置及び維持管理業者については浄化槽整備事業計画で検討させていただきます。
5	町が浄化槽を管理していくことはすぐ支持する。ただし、書いてあることを見ると一部の浄化槽に限るような書き方をしてあるので、初めの計画から100%の状態を見据えて計画してほしい。町には工事業者も維持管理業者もいる。明和町のことは明和町でということが基本だと思うが、その業者が苦しめないような未来を望む。	公共浄化槽設置及び維持管理業者については浄化槽整備事業計画で検討させていただきます。
6	町が管理するなら実務は委託になるのだろうが、実績もあり、丁寧さもあり信頼できる業者を選択することを望む。	公共浄化槽設置及び維持管理業者については浄化槽整備事業計画で検討させていただきます。

●明和町浄化槽整備基本方針の具体的制度内容について

・対象浄化槽の規模について

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	この計画で10人槽以上の規模の浄化槽は検討となっているが、大きい浄化槽の方が影響が大きいのではないかな。なぜ、検討なのでしょうかな。せっかくなので同じように対応してはいただけないでしょうか。町全体での取り組みが必要だと思います。全体で取り組むから意味があると思います。オール明和ですよね！	対象浄化槽の規模については、11人以上を除外するものではなく、段階的に対象とする計画ですので、今後の浄化槽整備事業計画にてお示しします。
2	・整備対象建物について なぜ専用住宅とか10人槽以下なのか？店舗や事業所の中には排水が汚いままのものもあり、規模も大きいのではないかな。環境が大事なら弱い個人の町民からでなく、事業でやっているところから先にしてほしい。	対象浄化槽の規模については、11人以上を除外するものではなく、段階的に対象とする計画ですので、今後の浄化槽整備事業計画にてお示しします。
3	・整備対象建物について。 共同汚水処理施設は池村のサンシャイン団地とかのことかな？親戚が住んでいるが大きな団地の大きな浄化槽を後回しにするのは納得できない。下水道が中止になって仕事が減る土建屋に勤める友人が嘆いていた。浄化槽を土建屋にさせた方が町も潤うと思う。	共同汚水処理施設については、個人の町管理型浄化槽整備と並行して進めさせていただく予定です。
4	・整備対象建物について 11人槽以上の規模の大きく、専用住宅以外の業務（施設、食品、製造、飲食店等）とか汚い排水を出しているのを除くのは絶対おかしい。目的の効果を上げる意欲があるなら対象にすること。	対象浄化槽の規模については、11人以上を除外するものではなく、段階的に対象とする計画ですので、今後の浄化槽整備事業計画にてお示しします。
4	浄化槽を町管理にするなら、必ず全部の浄化槽を平等に管理してください。行政が環境汚染を見て見ぬふりするのは絶対にダメ。小さい浄化槽も大きい浄化槽も全てしっかりと管理し、明和町から出る水はキレイだと自信を持てる街にいきましょう。中途半端だけはやめてください。	対象浄化槽の規模については、11人以上を除外するものではなく、段階的に対象とする計画ですので、今後の浄化槽整備事業計画にてお示しします。
5	なぜ住宅以外や11人槽以上が対象外になるのか。それと団地の大きな施設も。小さいモノばかりでは効果が出ないじゃないか。対象にするべき。分担金や使用料が他と比べて安くしてほしい。こんな帰属条件を付けるなら帰属件数は少なくなる。促しますと書いてあるが、よっぽど町がしっかりしないと、ルールを守らない者が得をして汚い水を流し続け、正直者がお金を取られきれいな水を流すといった大不公平が生まれる。その不満は役場に行くので全て受けるべき。	対象浄化槽の規模については、11人以上を除外するものではなく、段階的に対象とする計画ですので、今後の浄化槽整備事業計画にてお示しします。料金等については、下水道区域と平等になるよう検討してまいります。また、適正に管理されていない浄化槽については、県・関係機関と連携し、適切な指導等を行います。

・対象浄化槽及び浄化槽の適正な維持管理について

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	人口減少による料金の上昇や災害に強い浄化槽へ変えるのはよいが、最も大切なのは全ての浄化槽を町が整備し且つ既設合併浄化槽の帰属を受けける制度でないと汚水処理は進まず環境は守れない。	下水道整備の場合と同様に、100%の引き受けに向け取り組みを進めます。
2	・帰属対象浄化槽について こんな、緩い考えで汚水処理率が向上するのか疑問。最後の「促します」とは具体的にどうするのか。変更するなら、下水道並みの普及率を担保する説明責任を果たされたい。	下水道整備の場合と同様に、100%の引き受けに向け取り組みを進めます。
3	単独浄化槽の家はどうなるのか？ 帰属を受けられないのか？ 自分で合併浄化槽に交換工事してからの帰属となるのか？ お金を払ったら単独浄化槽のまま帰属できるのか？	雑排水の処理ができない単独浄化槽のまま帰属を受けることはできません。分担金をいただき、町が転換工事を行うなどの詳細は、今後の整備計画で検討させていただきます。
4	今、単独浄化槽を合併浄化槽に変えようと思っていた。そう思っている家庭は損をするのか得をするのか。 高度処理型を基本とします。と書いてあるが、単独浄化槽は町で管理してもらえないのか？その場合は今のままか？	雑排水の処理ができない単独浄化槽のまま帰属を受けることはできません。分担金をいただき、町が転換工事を行うなどの詳細は、今後の整備計画で検討させていただきますが、具体的な転換予定があれば上下水道課までご相談ください。
5	大淀地区の浄化槽は管理されてない所が多い。そうなると帰属した方が損となって、進まないのではないか？ある程度の義務化にした方がいい。	法律に基づく義務化は難しいですが、下水道整備の場合と同様に、100%の引き受けに向け取り組みを進めます。
6	法定検査、保守点検、清掃を実施している浄化槽が基本となると書いてあるが、していないところはどうか？ 法定検査を受けているところは少ないと聞いていますが。	法定検査等の浄化槽の維持管理が適正に行われていないものについては、浄化槽法に基づき県が指導・勧告・命令を行うこととなりますが、町としても積極的な協体制をとるよう努めてまいります。また、帰属条件に満たないような管理状態にある浄化槽は、適正状態にして頂いてからの帰属となる予定でございます。
7	・浄化槽をきちんと整備することが極めて重要。 ・特に飲食店を営む個人事業の下水の適正な排水管理が必要。 ・排水の量、濃度（BOD、COD、他）を調査し、汚染物の全量規制する必要がある。	貴重なご意見ありがとうございます。適正に維持管理された浄化槽数のがより向上しやすいよう、今後の浄化槽整備事業計画策定時に帰属条件を検討していきたいと考えております。

・整備計画のスケジュールについて

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	基本方針の策定は、どの地域を優先するか透明な情報がほしい。	事業スケジュール等については、今後の浄化槽整備事業計画策定時に検討させていただきます。
2	・今後のスケジュールについて。 この地区は道路の溝もほとんど進まない。浄化槽くらいは速やかに着手してほしい。	事業スケジュール等については、今後の浄化槽整備事業計画策定時に検討させていただきます。
3	切れ目のない整備をするため汚水処理の進まない期間をなしにするべき。	事業スケジュール等については、今後の浄化槽整備事業計画策定時に検討させていただきます。
4	・整備対象建物について 金剛ヶ丘は道路も狭く水路も勾配がなく蓋もない。下水も何十年先と思っていたが今回の変更で期待が出来る。斎宮駅もそのおかげできれいになったと聞いた。整備する区域のスケジュールを明確にしていきたい。	事業スケジュール等については、今後の浄化槽整備事業計画策定時に検討させていただきます。

・町管理型浄化槽と下水道との間での公平・平等性について

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	浄化槽は何も経費が掛からなかったし、ペナルティーもなかった。下水道になって家計負担が増した。以前に戻してほしい。何か不公平で納得がいかない。みんな一緒ならいいが、いろいろ抜け道があるように思う。	浄化槽についても保守点検等の経費が必要であり、法に基づく指導等もございます。浄化槽と下水道との間で皆様の負担が公平になるよう、今後の浄化槽整備事業計画策定時にて検討させていただきます。
2	・分担金の設定について 住民の負担金を平等にすることを求める。農集と公共下水道と浄化槽とで公平な料金と強制的に町に帰属させることを求める。農集下水はほぼ強制的だった。	浄化槽と下水道との間で皆様の負担が公平になるよう、今後の浄化槽整備事業計画策定時にて検討させていただきます。
3	下水道みたいになかば強制的位でやらないと合併浄化槽は進まず、いつまで経っても高度処理できない排水が垂れ流しになる。それでいいのか。	適用する法律の違いはありますが、最終的には全ての排水が処理されるよう取り組んでまいります。
5	下水道区域と浄化槽区域の料金統一を必ずお願いします。	お住まいの地域や排水処理方法の違いに関わらず、公平な費用負担となるよう検討を進めてまいります。
6	私の実家のエリアの住民さんは、同じ町内に住みながら下水道整備した3年以内に接続を求められた。合併浄化槽になっても同じように町内で格差や不公平が生じないようにしてほしい。	適用する法律の違いはありますが、最終的には全ての排水が処理されるよう取り組んでまいります。

・とりまとめ・複数意見について

番号	意見の内容	意見に対する考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・正直あまり浄化槽はちゃんと管理していない。なぜなら浄化槽の維持管理は料金が高いし使っていないでも料金が掛かるので何年か前に管理しなくても罰はないと役場で聞いたことがある。それが明和町になるといろいろお金が掛かるので嫌だ。 ・有爾中は道が狭いので下水道は難しいと思っていた。今の浄化槽は丈夫で高機能だから進めてほしいが順番はどこの在所からやるのか教えてほしい。 ・下水をやめて浄化槽にするなら訳の分からない屁理屈で対象建物とか帰属対象浄化槽とかでやるところとやらないところをつくること自体が裏切りだ。そんな不公平を役場がするなら行政への不信がどんどん強くなり誰も役場に協力しなくなる。それでもこの考えでやるなら汚水処理など進むわけがない。 ・下水と同様に全部の合併浄化槽が町になって適正な維持管理を負うのが役場の責任だと思う。そして、自治会格差や住民への負担金などの下水との不公平が生じないようにしてください。 ・私は元土建屋に勤めていたが下水道がなくなると土建屋の経営は苦しくなると思う。前町長が進めてきた下水道を現町長が勝手にやめるなら土建屋のことは使い捨てと思っているのか。合併浄化槽はどこの業者でもやれるので土建屋は仕事を取れない。考えたってほしい。 ・既に沢山、ほとんどが合併浄化槽になっているんじゃないのか？帰属対象浄化槽とかで基本とか書いてあるが要は条件だろう。こんなことを言われたら、汚水処理率など向上しない。下水から変更するなら下水なみの普及率にする責任がある。 ・共同汚水処理施設は池村のサンシャインや齋宮苑や明和団地だと思うが除外するなら納得できない。修正地区は何につけインフラがおざなりになっていて納得できない。 ・現町政はこれまで出来なかった難しいことに果敢に行動している。下水道であっても合併浄化槽であっても公平公正に町民が納得できるように進めてほしい。 ・今の町長は目先のことに振り回されずよく考え変更を決断したと思う。汚い排水をなくしてきれいな碓川や海を将来に残してほしい。 ・このことで臭くて汚い齋宮駅がすごくキレイになったと聞いた。いつまでも下水道が来るのを待っていい町にならない。スピードを上げて合併浄化槽にしてほしい。 ・下水と同じように区域ごとで平等に全ての物件を整備することを求める。下水道は何年以内に接続と決まっていたはず。町への帰属も何年以内にさせなければ納得出来ない。 	<p>浄化槽の維持管理は、浄化槽法によって義務付けられており、県の指導・勧告や場合は罰金等の罰則もございます。管理において、個人・町に関わらず、一定のご負担が必要であることご理解願います</p> <p>事業のスケジュールについてや帰属条件については、今後の浄化槽整備事業計画策定に検討させていただきます。</p> <p>また、下水道と浄化槽との負担については公平になるよう検討してまいります。共同汚水処理施設が設定されている地域については、別途自治会等を協議で進めてまいります。</p>

2	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽区域の分担金と使用料の設定に疑問があります。 ・「整備浄化槽は高度処理型を基本とします。」また、帰属対象浄化槽について、「既設の合併浄化槽を町が引き受け・・・」とあります。法定検査および保守点検・清掃を実施している浄化槽であっても、高度処理型でなかったり、合併浄化槽でなかったりするなど、町に管理してもらえない条件に該当しない場合はどうなるのでしょうか。 ・下水道が整備された場合、それぞれの家庭において、マスまで引き込む工事が必要で、その工事費用は各家庭で負担しなければならないと聞いています。そうすると、工事費用は家庭によって異なってくるだろうと思います。例えば、ある家庭において、下水道が整備された場合の費用な工事費用が100万円かかる見込みであったとします。しかし、下水道が整備されなくなったことで、町に管理してもらえない条件に適合する浄化槽に変更・追加等に必要工事費用が150万円かかった場合、差額の50万円の負担はどうなるのでしょうか。 (その他) ・一人でもより多くの町民に正しく理解してもらえるように、出された意見を基にして、「Q&A」を作成するなどの手立てをしてほしいです。 ・住所および名前は「任意」であったため記載しませんでした。住所・名前を記載した場合、町から直接回答をいただけるのでしょうか。 	<p>町管理型浄化槽の使用料及びに転換の際の分担金については、下水道の料金・分担金と同等の単価設定を予定している段階です。また、既存の合併浄化槽については適正な管理状態であれば、高度処理型でなくとも帰属対象になる予定です。既存の汚水処理が単独浄化槽・汲み取りの場合で町管理型浄化槽に加入いただく際は、分担金のお支払いのもと合併浄化槽(高度処理)設置工事を町が行います。整備費用については、各々のご家庭によって個人差がありますが下水道整備と町管理型の浄化槽整備とで負担に大きな違いが現れないよう検討してまいります。</p> <p>今後、浄化槽整備事業計画策定時には住民の皆様への説明を再度実施する予定となっております。その際には、より理解していただけるように資料作成に努めてまいります。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・整備区域の設定について管渠基点によるところと町民ニーズの高い地区を優先すべきであることを提案します。 ・冊子の図面で表されているように、明和町による公共下水道地区の一部が現計画の範囲に組み込まれており、私共の解釈では、公共下水道を早期実現させる為に促されたと考えます。施設面において、公共下水道と地元管理の共同汚水処理施設は、事業体こそ違いが有るが、同じ性質のものであり、整備区域設定にあたっては、最優先地区としての配慮を願いたい。 ・早期移管に対し、全組合員一致しての願望であるとともに地区町民のニーズが最も高い地区であること。 ・帰属を受ける浄化施設としての利用価値があり、即移行可能であること。 ・今回の説明を機に、今後とも関係を深めるための機会が得られることを提案する。 	<p>共同処理汚水施設が設定されている地域については、浄化槽整備事業計画の策定後、早期移管という観点から個人浄化槽の事業と並行して協議・対応させていただきようと考えております。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・整備対象建物について <p>下水道同様に対象を限定せず、特に規模の大きい共同汚水処理施設や企業、病院、施設など全てカバーしないと、汚水処理が骨抜きになりかねない。非対象建物の次期について数値や年度もない不明瞭な表現で全く理解できない。絶対反対。全てを対象にすることを強く要望する。 <ul style="list-style-type: none"> ・整備区域に設定について <p>下水道のスケジュールを踏襲するなど住民が納得できる整備区域の順番を設定して頂きたい。</p> <p>その他「帰属対象浄化槽」について</p> <p>自身や近隣世帯にも該当して恐縮ですが、家計負担を軽減するため必要な範囲でしか維持管理をしていない。想像ですが、明記されている条件から外れる帰属を受けてもらえない対象は相当多いと思う。偉そうに言えない立場だが、そういった管理が行き届いていない浄化槽こそ町管理にして汚水処理が推進される。よって、縛りを設けるのは反対する。</p> <p>「全体」を通して、町の中で不公平が生じないように、かつ着実に合併浄化槽整備を進めるよう強く要望する。</p> </p>	<p>整備対象建物の規模条件やその具体案の内容並びに整備区域の順番等については、今後、浄化槽整備事業計画策定時に検討し、その後説明させていただき予定です。</p> <p>既存合併浄化槽の帰属条件については、浄化槽整備事業計画にて細かな基準を設ける予定でございます。また、現方針では、管理状態の悪い合併浄化槽については、適正な管理状態に戻していただくからの帰属を基本としておりますが、管理状況の復旧が難しい浄化槽の対応についても検討事項として今後考えてまいります。</p>